

業務仕様書

1 業務名

SAGA 伐木チャンピオンシップ 2025 開催業務委託

2 目的

森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養や土砂の流出防止、二酸化炭素の吸収など、私たちに様々な恩恵を与えており、将来にわたって守り育てていくことが重要である。

森林を適切に整備するために、林業就業者や林業事業体など、林業の担い手の存在が欠かせない。しかし、県内における林業の担い手は年々減少しており、直近 10 年間で 6 割にまで減少した。今後、県内の森林を持続的に守り育てていくために、林業の担い手の確保・育成が急務といえる。

林業の担い手の確保・育成においては次のような課題が挙げられる。

(課題 1) 林業に対するイメージのプラス転換

【現状】

- ・ 重労働・危険・低賃金や、「木を伐るだけの仕事」というネガティブなイメージが先行している。
- ・ 県民にとって、実際の林業の仕事風景や技術を見る機会がない。
- ・ 林業の魅力を広く PR する場・機会がない。

【解決の方向性】

- ・ 林業就業者の高い技術力や林業の仕事としての魅力を県民に広く発信することで、林業に対するネガティブイメージを払拭し、「面白い」、「カッコいい」等といったプラスイメージに転換する。

(課題 2) 伐木技術・安全意識の向上

【現状】

- ・ 労働災害発生率が他産業と比較して極めて高い。
- ・ 特に、チェーンソー等を扱った伐木作業中の労災が 7 割を占める。
- ・ 経験不足のほか、慣れ・不注意も要因となっている。

【解決の方向性】

- ・ 林業就業者が基礎技術の重要性を再確認し、自身の技術力を客観的に把握しフィードバックする機会を提供する。

そこで県では、令和 3 年度より「SAGA 伐木チャンピオンシップ」(以下、「SLC」という。)を隔年で開催しており、今年度は「SAGA 伐木チャンピオンシップ 2025」を開催することで、上記の課題解決を図り、林業の社会的地位の向上や林業就業者のプライドの醸成、県民の森林づくりへの参画に対する意識醸成につなげることを目的とする。

なお、今年度は JLC・WLC への出場経験のある選手を招致し、県内の林業就業者の参加意欲と集客効果の向上を図る。

3 イベントの開催概要

- (1) 大会名 SAGA 伐木チャンピオンシップ 2025
- (2) 期 間 設 営…令和7年11月17日(月)～21日(金)
リハーサル…令和7年11月21日(金)
開 催 当 日…令和7年11月22日(土) 8時～17時
雨天順延日…令和7年11月23日(日)
撤 収…令和7年11月24日(月)～28日(金)
- (3) 場 所 佐賀市 嘉瀬川河川敷（嘉瀬橋南側・森林公園西側）
- (4) 内 容 SLC の競技開催
- ・ 種目：伐倒競技、枝払い競技、丸太合せ輪切り競技
 - ・ 出場予定人数：15 チーム以内（1 チーム 2 人以内）
 - ・ 県内外の WLC・JLC 出場経験者を複数名 招待
 - ・ 出場対象者：県内の林業就業者であり、かつ、JLC において決勝出場経験がない者
- (5) 目標来場者数 1,500 人

4 業務の内容

(1) イベント全体の企画・管理

- ① 本業務の統括責任者を配置し、県や関係者と円滑かつ迅速に対応・調整できるような実施体制をとること。なお、共同事業体の場合は代表事業体を選定し、統括責任者は代表事業体に設置すること。
- ② その他、本業務の実施に必要なかつ適切な人員を配置すること。
- ③ 会場レイアウト、タイムテーブル、司会者の選定・依頼等の企画を行うこと。
- ④ 進行管理スケジュール等を作成・共有し、円滑な進行を図ること。

(2) イベント開催の広報展開

- ① 広報のメインターゲットは、佐賀県及び九州各県に在住する 10～40 代とする。
- ② 併催イベントである「さがの木になるフェス」の告知も図れる相互連携のとれた内容・デザインとすること。（県と要協議）
- ③ 下記の広報を行うこと。

広報媒体	想定部数	配布箇所数	備考
チラシ（※1）	66,000	128	送付不要、封入・宛名付けのみ
ポスター	200	35	
当日パンフレット	1,500	－	

※1 中学校及び一部の高校にのみ配布。送付は県の通送便にて行う。

- ④ 新聞広告、WEB・SNS 等を活用した効果的な広報計画を提案すること。
- ⑤ イベントのロゴマークは、前回大会のものを使用すること。
- ⑥ 制作物の著作権は県に帰属するように管理すること。

(3) イベントの開催

① 全体に関すること

- ・ イベント全体の運営（運営マニュアル・シナリオ作成、進行、スタッフ手配、来場者誘導、音響、モニター機材（※1）、駐車場・トイレの手配、案内板の設置、会場装飾、警備、等）を行うこと。

※1 競技結果等を選手向けに表示するため、パソコンおよびモニターが必要

- ・ 司会者を1名、解説者を1名、招待選手（県外）3名を手配し、謝金・旅費等を支払うこと。なお、解説者及び招待選手は県と協議の上、決定するものとする。
- ・ イベント保険に加入すること。
- ・ 救護体制を整えること。

② 会場設営に関すること

- ・ 会場レイアウトについては、参考資料1を参考とすること。
- ・ メインステージの規格は、W19,800×D9,900×H600mm とすること。また、メインステージ前には観客席としてベンチ等を設置すること。
- ・ 本部、選手控え室、スタッフ控室としてテント、長テーブル等を設置すること。なお、選手控室の長テーブルはチェーンソーの点検等ができるようにすること。
- ・ 仮設トイレ（汲み取り含む）は会場内に2箇所設置すること。ただし、設置場所は県と協議の上、決定する。
- ・ 会場装飾として「のぼり旗」を設置すること。旗は前大会のものを使用する。ポール及び注水台は手配すること。
- ・ 発電機の設置においては、設置基準を遵守すること。必要な場合は、消火器の設置や届出等を行うこと。
- ・ 嘉瀬川河川敷の使用申請については、県で行う。
- ・ 来場者通路や立入禁止エリア等については、コーンバー等を設置し、安全確保を行うこと。
- ・ 競技エリア内に関係団体用 PR ブースの設置を見込むこと。（5 張程度）

③ 競技イベントに関すること

- ・ 次の競技用資材等を手配すること。

区分	資材等	数量	備考
共通	大会記念Tシャツ （両面印刷）	150 枚	出場選手、スタッフ等
	入賞商品	1 式	（※1） 20 万円分
伐倒競技	目標用杭①	20 本	1,500×45×45mm
	目標用杭②	20 本	500×45×45mm
	競技用丸太（※2） （積込・運搬のみ）	25 本	DBH=28-34cm・11m 太良町⇒会場、54km
	コンクリート土台 積込・運搬	1 式	1,975kg×2 個 林業試験場⇄会場、10 km
	伐倒競技設営・運営 重機操作	1 式	0.45m ³ 級以上の重機必要 ・土台設置穴掘削・設置 ・リハーサル ・当日運営 ・撤去作業
枝払い競技	競技用枝	1,200 本	φ 30、600mm
	競技用丸太	20 本	φ 150、6,000mm、穴加工 60 ヲ所
丸太合せ	競技用丸太	6 本	全塗装、φ 300、2,000mm

※1 入賞商品の詳細は、県と協議のうえで決定すること。

※2 伐倒競技用丸太は、太良町内の県有林において県が調達する。受託者は、県

有林での積込及び会場までの運搬を手配すること。

- ・ 競技用資材の参考価格は参考資料2のとおりである。
- ・ 競技用資材には、なるべく県産木材を使用すること。
- ・ 選手用のビブスは委託者にて準備する。
- ・ 大会記念Tシャツは、出場記念品として出場選手へプレゼントするほか、会場内や開催前から販売をし、イベント開催へ向けた機運の醸成を図る。
- ・ 競技の内容については、県が企画する。
- ・ 競技の審査は、県が手配する審査員により行う。

④ 併設イベントに関すること

- ・ 別事業として「木になるフェス」を同時開催するため、企画の必要はなし。
- ・ 両会場を回遊させる企画や「業」としての林業の雰囲気盛り上げるブースの出展などは提案可能とする。

(4) 効果測定

- ・ 来場者数のカウントやアンケートにより、イベント開催の効果を測定すること。

(5) 写真・映像記録

- ・ イベントの記録用写真・映像を撮影すること。
- ・ 撮影した映像を活用して、3～5分程度のダイジェスト動画を制作すること。
なお、ダイジェスト動画は県が保有するYouTubeアカウントでアップロードして一般公開する。

5 業務期間

契約締結日から 令和8年1月30日まで

6 委託料の支払い

前金払（契約金額の3割以内）、完了払

7 業務終了後の提出物

(1) 業務完了報告書

※ 業務仕様書4の履行状況が分かるように記載すること。（任意様式）

(2) WEB・SNS 広告の運用レポート

(3) 本業務の中で作成したチラシ、資料等

(4) 来場者アンケート集計データ

(5) 写真、動画の電子データ

(6) その他、県が指定する書類、データ等

※ 紙媒体で提出する際は、提出部数は1部とする。

※ データを提出する際は、USBメモリ等に保存して提出すること。

8 留意事項

- (1) 本委託業務を実施するにあたり、本業務仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、県と十分に協議のうえ業務を遂行する。
- (2) 契約締結後、県と受託者との協議により、本仕様書の記載事項で変更する必要があるが生じた際は、仕様内容を変更することができるものとする。

- (3) 受託者による会場の汚損及び損負傷、又は第三者（県及び受託業者以外の者）への損害は、受託者が弁償又は賠償する
- (4) 設備・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めることとする。
- (5) 業務実施に係る水光熱費、清掃費、ごみ処分費等は受託者が負担すること。
- (6) 受託者は、本委託業務を履行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- (7) 成果物は、県が自由に二次利用できるものとする。
- (8) 本委託業務の実施のために制作した全ての成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、県の承諾を受けなければならない。
- (9) 受託者は、県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作物は、県が認める団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (10) 本委託業務において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者が著作権処理等を行う。
- (11) 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。